



平成28年2月12日

各 位

会社名 株式会社アウトソーシング  
代表者名 代表取締役会長兼社長 土井 春彦  
(コード番号:2427 東証第一部)  
問合せ先 取締役副社長 鈴木 一彦  
経営管理本部管掌  
電 話 03-3286-4888 (代表)

### 監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により新たに創設された監査等委員会設置会社に移行すること及び「定款一部変更の件」を平成28年3月25日開催予定の第19期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 監査等委員会設置会社への移行

##### (1) 移行の目的

監査等委員会設置会社に移行することにより、監査を行う役員が取締役となり、取締役会における議決権を有することで、取締役会の監督機能のさらなる強化及びコーポレート・ガバナンスの充実を目指してまいります。

##### (2) 移行の時期

平成28年3月25日開催予定の当社第19期定時株主総会において、必要な定款変更等についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

#### 2. 定款の一部変更

##### (1) 変更の目的

① 当社は、取締役会の監督機能の強化及びガバナンス体制の一層の強化を図る観点から平成27年5月1日に施行されました「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により可能となりました新たな機関設計である監査等委員会設置会社へ移行することといたしました。

つきましては、これに伴って監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除、取締役及び取締役会に関する規定に所要の変更を行うものであります。

② 取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、また、当社が今後も有用な人材を招聘できる環境を整えるため、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)と責任限定契約を締結することができる旨の規定を新設するものであります。

なお、この定款の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

③ 上記のほか、文言の整備、条文の新設及び削除に伴い、条数の変更を行うものであります。

なお、本議案にかかる定款変更は、本総会の終結の時をもって、効力を生じるものとします。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成 28 年 3 月 25 日

定款変更の効力発生日（予定） 平成 28 年 3 月 25 日

以上

〔別紙〕

変更の内容（下線部分は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<p>第1章 総 則</p>	<p>第1章 総 則</p>
<p>第1条～第4条（条文省略）</p>	<p>第1条～第4条（現行どおり）</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第5条～第10条（条文省略）</p>	<p>第5条～第10条（現行どおり）</p>
<p>第3章 株主総会</p>	<p>第3章 株主総会</p>
<p>第11条～第17条（条文省略）</p>	<p>第11条～第17条（現行どおり）</p>
<p>第4章 取締役及び取締役会</p>	<p>第4章 取締役及び取締役会</p>
<p>（取締役会の設置）</p>	<p>（取締役会の設置）</p>
<p>第18条 当社は取締役会を置く。</p>	<p>第18条 当社は、<u>取締役会を置く。</u></p>
<p>（取締役の員数）</p>	<p>（取締役の員数）</p>
<p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>第19条 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）</p>
<p>（新設）</p>	<p>は、10名以内とする。</p>
<p>（取締役の選任方法）</p>	<p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p>	<p>（取締役の選任方法）</p>
<p>2.（条文省略）</p>	<p>第20条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役は、それぞれ区別して株主総会の決議によって選任する。</u></p>
<p>3.（条文省略）</p>	<p>2.（現行どおり）</p>
<p>（取締役の任期）</p>	<p>3.（現行どおり）</p>
<p>第21条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>（取締役の任期）</p>
<p>2. <u>補欠または増員のために選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>第21条 取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>
<p>（新設）</p>	<p>（削除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>
<p>（代表取締役及び役付取締役）</p>	<p>3. <u>補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>
<p>第22条 当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</p>	<p>（代表取締役及び役付取締役）</p>
<p></p>	<p>第22条 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役を選定する。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2. 取締役会の決議により、取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p>	<p>2. 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定すること</u>ができる。</p>
<p>第23条（条文省略）</p>	<p>第23条（現行どおり）</p>
<p>（取締役会の招集手続）</p>	<p>（取締役会の招集手続）</p>
<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>	<p>第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p>
<p>2. 取締役及び監査役の前員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>	<p>2. 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開くことができる。</p>
<p>（新設）</p>	<p><u>（重要な業務執行の決定の取締役への委任）</u></p>
<p>第25条～第26条（条文省略）</p>	<p><u>第25条 当社は、会社法第399条の13第6項の定めるところに従い、取締役会の決議をもって、同条第5項各号に定める事項以外の重要な業務執行の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p>
<p>（取締役の報酬等）</p>	<p>第26条～第27条（現行どおり）</p>
<p>第27条 取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>（取締役の報酬等）</p>
<p>（取締役の責任免除）</p>	<p>第28条 <u>監査等委員である取締役以外の取締役及び監査等委員である取締役の報酬、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、それぞれ別して株主総会の決議によって定める。</u></p>
<p>第28条 当社は、取締役会の決議によって取締役（取締役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p>	<p>（取締役の責任免除）</p>
<p>（新設）</p>	<p>第29条 当社は、取締役会の決議によって、<u>取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>
<p>第29条 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>	<p>2. 当社は、<u>取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額とする。</u></p>
<p>第30条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>（削除）</p>
<p>（監査役及び監査役会の設置）</p>	<p>（削除）</p>
<p>（監査役の員数）</p>	<p>（削除）</p>
<p>（監査役の選任）</p>	<p>（削除）</p>
<p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決</u></p>	<p>（削除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>権の過半数をもって行う。</u></p>	
<p><u>(補欠監査役)</u>  <u>第32条 当社は、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備えて、定時株主総会において予め監査役の補欠者（以下、「補欠者」という。）を選任することができる。</u>  <u>2. 補欠者の選任の効力は、選任後最初に到来する事業年度に関する定時株主総会開始の時までとする。</u>  <u>3. 補欠者は、法令に定める監査役の員数を欠くことになったときに就任する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の任期)</u>  <u>第33条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u>  <u>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	(削除)
<p><u>(常勤の監査役)</u>  <u>第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会の招集通知)</u>  <u>第35条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役会規程)</u>  <u>第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の報酬等)</u>  <u>第37条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p><u>(監査役の責任免除)</u>  <u>第38条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を限度として免除することができる。</u></p>	(削除)
(新設)	<p><u>第5章 監査等委員会</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の設置)</u>  <u>第30条 当社は、監査等委員会を置く。</u></p>
(新設)	<p><u>(監査等委員会の招集手続)</u>  <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるとき</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
	<p><u>は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開くことができる。</u></p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第32条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 会計監査人</p> <p>第39条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の員数)</p> <p>第40条 当社の会計監査人は1名とする。</p> <p>第41条～第42条 (条文省略)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第43条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第44条 (条文省略)</p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第34条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の員数)</p> <p>第35条 当社の会計監査人は、<u>1</u>名とする。</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p> <p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第39条 (現行どおり)</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第45条～第47条 (条文省略)</p>	<p>第7章 計 算</p> <p>第40条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、取締役会の決議によって、第19期定時株主総会終結前の行為に関する監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</u></p>